

商品先物取引業務に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第52条第1項に基づき、会員の行う商品先物取引業の業務全般（以下「商品先物取引業務」という。）について、その適正化を図るためのルールを定め、その適正な運営を確保することにより、顧客の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語は次の各号の定めるところによる。

- (1) 商品取引所 商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第2条第4項に定めるものをいう。
- (2) 商品市場取引 法第2条第10項に定める取引をいう。
- (3) 外国商品取引所 法第2条第12項に定めるものをいう。
- (4) 外国商品市場取引 法第2条第13項に定める取引をいう。
- (5) 店頭商品デリバティブ取引 法第2条第14項に定める取引をいう。
- (6) 商品デリバティブ取引 法第2条第15項に定める取引をいう。
- (7) 商品取引契約 法第2条第24項に定める契約をいう。
- (8) 商品先物取引業務 法第200条第1項各号に定める行為に関連する業務をいう。
- (9) 顧客 前号の行為の相手方をいう。

(商品先物取引業務遂行の原則)

第3条 会員は、法その他の関係法令及び本会の規則（商品市場取引にあつては商品取引所の定める規則等、外国商品市場取引にあつては取引を執行する外国商品取引所の定める規則等を含む。以下「法令諸規則」という。）を遵守するとともに、顧客に対して誠実かつ公正に、商品先物取引業務を遂行しなければならない。

2 会員は、法第214条第5号及び第9号に係る勧誘規制を遵守するために必要な基準を定めて適正な勧誘に努めなければならない。

(適合性の原則)

第4条 会員は、商品デリバティブ取引について、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる商品先物取引業務を行ってはならない。

2 会員は、前項に掲げる顧客の知識、経験等の属性を踏まえ、商品デリバティブ取引についての取引開始に係る基準を定め、当該基準に適合した顧客と商品取引契約を締結しなければならない。また、会員は、適合性の審査に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

3 前項に定める基準は、顧客の取引経験、財産その他会員が必要と認める事項について、商品先物取引業務の相手方、勧誘の有無等自社の商品先物取引業務の実態に応じて定めなければならない。

(適正な勧誘の確保と取引の自己責任原則の徹底)

第5条 会員は、商品先物取引業務を行うにあたっては、主務省の定める「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」（以下「監督指針」という。）を踏まえ、法第214条に定める勧誘に係る禁止事項を遵守して適正な勧誘に努めるとともに、法第218条に定める説明義務等の履行その他顧客に対する必要な情報の提供により、商品デリバティブ取引は顧客自身の判断と責任において行うべきものであることについて、顧客の理解と認識を得なければならない。

(顧客カードの整備)

第6条 会員は、商品デリバティブ取引を行う顧客について、次に掲げる事項を記載した顧客カードを作成し、備え付けなければならない。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 住所又は所在地及び連絡先
- (3) 生年月日（顧客が自然人である場合に限る。次号において同じ。）
- (4) 職業
- (5) 収入
- (6) 資産の状況
- (7) 投資可能資金額
- (8) 商品デリバティブ取引その他の投資経験の有無及びその程度
- (9) 商品取引契約を締結する目的
- (10) その他会員が必要と認める事項

2 会員は、顧客カードの作成等により知り得た顧客の情報を他に漏らしてはならない。

3 第1項の規定は、顧客が法第2条第25項に定める特定委託者（法第197条の4第5項の規定により特定委託者及び特定当業者以外の顧客（以下「一般顧客」という。）とみなされる者を除き、法第197条の5第4項の規定又は法第197条の6第6項で準用される法第197条の5第4項の規定により特定委託者とみなされる者を含む。）又は法第2条第26項に定める特定当業者（法第197条の8第2項で準用される法第197条の4第5項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第197条の9第2項で準用される法第197条の5第4項により特定当業者とみなされる者を含む。）の場合には、適用しない。

(契約締結前交付書面等の交付及び説明)

第7条 会員は、顧客と商品取引契約を締結しようとするときは、法第217条第1項に定めるところにより書面を交付し、法第218条第1項及び第2項に基づいて説明しなければならない。

2 会員は、顧客と商品市場取引に係る商品取引契約を締結しようとするときは、前項に定める書面のほか、商品取引所の受託契約準則に定めるところにより必要な書面を交付し、その内容を説明しなければならない。

3 会員は、顧客と外国商品市場取引又は店頭商品デリバティブ取引に係る商品取引契約を締結しようとするときは、あらかじめ、第1項に定める書面のほか、会員の定める商品取引契約の内容を記載した書面（以下「契約関係書面」という。）を交付し、その内容を説明しなければならない。

4 会員は、前各項の規定に基づき顧客に説明をしたときは、顧客が当該説明を受け理解した旨確認しなければならない。

(取引口座の開設)

第8条 会員は、顧客との商品市場取引を開始するときは、あらかじめ、受託契約準則の定めるところにより取引口座を開設しなければならない。

2 会員は、顧客との外国商品市場取引を開始するときは、あらかじめ、当該顧客から契約関係書面及び外国商品取引所の定める規則に従って取引する旨の書面の差し入れを受け、取引口座を開設しなければならない。

3 会員は、顧客との店頭商品デリバティブ取引を開始するときは、あらかじめ、当該顧客から契約関係書面に従って取引する旨の書面の差し入れを受け、取引口座を開設しなければならない。

(取引の取扱い)

第9条 会員は、顧客との商品デリバティブ取引に関する取引証拠金又は保証金（以下「証拠金等」という。）の受け入れ、取引の執行及び決済、証拠金等の返還等については、法令諸規則及び会員の定める契約関係書面の定めるところにより行わなければならない。

(手数料)

第10条 会員は、商品取引契約について顧客から手数料等を徴収する場合には、あらかじめ、その料率、額及び徴収方法を当該顧客と取り決めなければならない。

(過度な取引の防止)

第11条 会員は、商品取引契約締結後に顧客が行う商品デリバティブ取引が当該顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的等に照らして過度な取引とならないよう、必要な基準を定めて管理しなければならない。

(本人名義以外の取引の禁止)

第12条 会員は、顧客が本人名義以外の名義を使用していると知りながら、当該顧客から商品デリバティブ取引の注文を受けてはならない。

(商品先物取引業務管理体制の整備)

第13条 会員は、顧客の保護を図るため、商品先物取引業務を行う過程、管理組織、顧客の適合性の審査、商品取引契約の締結に際しての説明、取引意思の確認、過度な取引の抑制等に関する社内体制を整備しなければならない。

- 2 会員は、顧客に対する勧誘及び取引の状況並びに役員及び使用人の営業活動の状況等について、常時、的確に把握し適正に商品先物取引業務を遂行しなければならない。
- 3 会員は、顧客の意思を尊重し、誠実かつ公正に商品先物取引業務を遂行していることについて記録の整備に努めなければならない。
- 4 会員は、顧客の注文に係る取引と自己の計算による取引とを峻別するために必要な社内体制を整備しなければならない。

(顧客の疑義等の解明努力)

第14条 会員は、顧客の保護を図るため、顧客から取引等に関する疑義の申出があったときは、その解明に努めなければならない。

- 2 会員は、個人である顧客から取引履歴の開示の請求があったときは、別に定めるところにより、商品デリバティブ取引勘定元帳を開示しなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 会員は、個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に従って、顧客、役員及び使用人その他の個人情報の利用目的の特定、公表を行うとともに、必要な社内規則の整備及び組織体制の確立に努め、これら個人情報の取得、安全管理、第三者への提供の制限等個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。

(勧誘方針の策定及び公表)

第16条 会員は、商品取引契約の締結の勧誘を行おうとするときは、あらかじめ、当該勧誘に関する方針を定め、これを公表しなければならない。

2 勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項
- (2) 勧誘の方法及び時間帯等に関し顧客に対し配慮すべき事項
- (3) その他、勧誘の適正の確保に関し必要な事項

(顧客に対する情報提供等)

第17条 会員は、個人である顧客を対象とした商品先物取引業務を行う場合には、苦情、紛争の未然防止のため、商品デリバティブ取引を行うに当たって顧客が注意すべき事項並びに会員の顧客相談窓口の電話番号及び本会相談センターの電話番号又は本会ウェブサイトのURLについて、ホームページに掲載しなければならない。

(社内規則の制定及び届出)

第18条 会員は、商品先物取引業務の適正な運営及び管理に必要な事項について、監督指針及び本会が別に定める留意事項を踏まえ、第3条、第4条及び第11条に定める基準並びに第13条に定める管理体制について社内規則を制定し、これを役員及び使用人に遵守させなければならない。

- 2 会員は、前項の規定により社内規則を制定し又は変更したときは、本会へ届け出るとともに、個人である顧客に関する取引開始に係る基準について公衆の閲覧に供しなければならない。
- 3 本会は、前項の規定により届出を受けた個人である顧客に関する取引開始に係る基準について公衆の閲覧に供するものとする。

(指導勧告等の措置)

第19条 本会は、会員の商品先物取引業務の適正な運営を確保し、又は顧客を保護するために必要かつ適当であると認めたときは、定款第52条第2項に基づき、当該会員に対し、書面により次の各号に掲げる措置を講ずることができる。

- (1) 社内規則の遵守に関する指導
- (2) 社内規則の変更に関する勧告
- (3) その他必要な措置

- 2 本会は、第1条の目的を達成するために必要なときは、会員に対し期限を定めて当該会員の社内規則に関して報告若しくは資料の提出を求め、又は調査することができる。
- 3 会員は、前項の規定による調査等に対し、全面的に協力しなければならない。

附 則

この規則は、平成3年10月2日から施行する。

附 則

この改正は、平成8年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第2条、第3条及び第5条第4号を改正。第5条第3号及び第5号を新設。

附 則

この改正は、平成9年2月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第5条第3号及び第4号を新設。

附 則

この改正は、平成10年9月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第2条、第3条、第6条、第7条及び第8条を改正（ただし、第6条第3項は新設）。第3条第2号及び第4号を新設。

附 則

1 この改正は、定款変更の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。

2 この改正に伴い、「広告に関する規則」（平成9年8月1日施行）は廃止する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

全面改正。

附 則

この改正は、平成11年7月14日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第3条第2項を新設。第4条第2項及び第5条第1項第4号を改正。第4条第1項第2号を削除。

附 則

この改正は、平成12年1月26日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第7条第2項を改正。

附 則

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第10条を改正。

附 則

この改正は、平成15年3月5日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第10条を改正。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

1. 第6条第3項及び第4項 平成17年3月1日
2. 第7条第2項及び第7条の2 平成17年4月1日

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第1条、第4条第1項（ただし、第1号から第4号までは削除）、第5条第1項第1号、第4号、第6号、第7号、第8号、第10号、第11号、第7条第2項及び第8条第1項を改正。
2. 第4条第2項を削除。
3. 第3条第5項及び第7条の2を新設。
4. 第6条第3項を第4項に繰り下げ、第3項を新設。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第5条第1項第4号及び第8号ロを改正。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第3条第2項、第4条、第7条第1項及び第8条第1項を改正。
2. 第3条第5項を削除。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第7条の2を第7条の3に繰り下げ、第7条の2を新設。

附 則

この改正は、平成19年2月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第 8 条第 1 項を改正。

附 則

この改正は、平成19年 9 月30日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第 3 条第 1 項、第 3 項、第 5 条及び第 6 条を改正。
2. 第 7 条の 4 を新設。

附 則

この改正は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第 7 条の 5 を新設。

附 則

この改正は、平成23年 1 月 1 日から施行する。

1. 本規則を「受託等業務に関する規則」から「商品先物取引業務に関する規則」に改める。
2. この改正の施行に伴い、「受託業務管理規則の制定に係るガイドライン」（平成10年 9 月 1 日制定）は廃止する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

1. 第 1 条を改正。
2. 第 2 条を新設。
3. 旧第 2 条を第 3 条に繰り下げ、第 2 項を新設、見出し、第 1 項を改正。
4. 旧第 3 条を第 4 条に繰り下げ、第 3 項を新設、第 1 項及び第 2 項を改正。旧第 3 条第 3 項を第 11 条に繰り下げ、旧第 3 条第 4 項を第 6 条に繰り下げ、改正。
5. 旧第 4 条を第 5 条に繰り下げ、改正。
6. 第 7 条から第 10 条を新設。
7. 旧第 5 条を第 12 条に繰り下げ、第 1 項第 1 号から第 11 号、第 13 号から第 16 号及び第 2 項を削り、改正。
8. 旧第 6 条を削除。
9. 旧第 7 条を第 13 条に繰り下げ、改正。
10. 第 7 条の 2 を第 14 条に繰り下げ、第 2 項を新設、見出し、第 1 項を改正。
11. 第 7 条の 3 を第 15 条に繰り下げ、改正。
12. 第 7 条の 4 を第 16 条に繰り下げ、第 2 項第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号に繰り上げ、第 1 項及び第 2 項第 1 号を改正。
13. 第 7 条の 5 を第 17 条に繰り下げ、第 2 項を削り、改正。
14. 旧第 8 条を第 18 条に繰り下げ、改正。
15. 旧第 9 条を第 19 条に繰り下げ、第 1 項第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号に繰り上げ、第 1 項柱書き、第 1 項第 1 号及び第 2 号、第 2 項及び第 3 項を改正。

16. 旧第10条を削除。

附 則

この改正は、平成25年6月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第17条を改正。

附 則

この改正は、平成27年12月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第15条及び第18条第1項を改正。

商品先物取引業務に関する規則第14条の取扱要領

商品先物取引業務に関する規則第14条第2項による個人である顧客からの取引履歴の開示請求に関する取扱要領を、以下のとおり定めるものとする。

第1. 開示の請求に関する手続き

1. 個人である顧客（以下「請求者」という。）の、会員に対する取引履歴の開示請求は、個人情報保護の観点から、書面によるものとし、その書面は別紙様式に準拠して会員が定める取引履歴の開示に関する請求書（以下「開示請求書」という。）によるものとする。
2. 開示請求書の受付は、郵便、持参又はファクシミリによるものとする。
3. 開示請求は、請求者本人又は当該請求者の代理人によるものとする。ただし、代理人の範囲は、次に定めるものに限る。
 - (1) 開示を求める請求者本人が委任した代理人
 - (2) 成年被後見人の法定代理人又は当該法定代理人が委任した代理人
4. 会員は、開示請求をした請求者が本人である旨を確認するものとし、その確認のため開示請求書に本人確認のための公的な証明書その他会員が必要と認める身分証明書の写しを添付する旨求めることができる。
5. 会員は、開示請求が代理人による場合には、正当な代理人である旨の確認及び代理人の本人確認をするものとし、その確認のため代理権を証する書面及び当該代理人の本人確認のための公的な身分証明書その他会員が必要と認める身分証明書の写しを添付する旨求めることができる。

この場合において、会員は、請求者本人又は法定代理人に対し、その代理人が正当な代理人であることを直接確認することができる。
6. 会員は、開示に係る費用を請求することができる。ただし、費用の額については実費相当額とするなど委託者に過大な負担を強いることのないよう、あらかじめ相当な基準を設定するものとする。

第2. 開示請求に対する会員の対応

1. 請求者から開示請求があったときは、会員は、当該請求者に係る開示資料の有無を調査し、存在しない場合には遅滞なく請求者本人又は代理人に通知するものとする。
2. 会員は、開示資料が存在する場合には、開示請求が商品先物取引業務に関する規則第14条及び本取扱要領に則ったものかどうかを審査するものとする。
3. 2. の審査の結果、開示請求に応じることとした場合には、会員は遅滞なく適切な方法により開示するものとする。
4. 会員は、開示請求に関して記録を作成し保管するものとする。

この場合において、2. の審査結果については審査日、審査者、審査過程及び審査内容等を記録するものとする。

第3. 開示請求に応じない場合

会員は、以下の事項に該当する場合には開示請求に応じないことができる。

この場合、会員は理由を付してその旨を請求者本人又は代理人に通知しなければならない。

- (1) 開示請求書が提出されない場合又は提出された場合であっても開示請求書に必要事項が記載されていない場合
- (2) 請求者本人の確認ができない場合、代理人の証明ができない場合又は代理人本人の確認ができない場合
- (3) 請求者本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (4) 会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (5) 第1. の6. により設定した開示に係る費用が支払われない場合

第4. その他

この取扱要領に規定のないものについては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第25条その他関係条文の規定に従い適切に対応するものとする。

附 則

1. この取扱要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1. この改正は、平成23年1月1日から施行する。
 2. 本取扱要領を「受託等業務に関する規則第7条の2の取扱要領」から「商品先物取引業務に関する規則第14条の取扱要領」に改める。
- (注) 改正事項は、次のとおりである。
1. 第1. の1から5、第2. の1及び2、第3. の柱書き、第2号及び第3号を改正。
 2. 別紙を改正。

附 則

この改正は、令和元年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

1. 別紙を改正。

別 紙

取引履歴の開示に関する請求書

| | | | |
|--------------------|---|-------------|----|
| 請求年月日 | 令和 年 月 日 | 管理 No. | |
| ふりがな 顧客名 | | 生年月日 | 性別 |
| | 印 | | |
| ふりがな 現住所 | | 電話 _____ | |
| | | ファックス _____ | |
| 開示資料 | 商品デリバティブ取引勘定元帳 | | |
| 開示請求の理由又は目的： | | | |
| 開示方法 (該当するものに○) | <input type="checkbox"/> ① 閲覧 <input type="checkbox"/> ② コピー <input type="checkbox"/> ③ ※ | | |

- ・ ※印の③には、各社が可能な開示方法を記入する。
- ・ 開示資料のコピーの郵送を求められた場合には、送付方法及び送付先の記載を求めることができる。

[代理人が顧客から委任されて請求する場合には以下も記入して下さい。]

| | | | | |
|---------------------|---|-------------|----|--------|
| ふりがな 代理人氏名 | | 生年月日 | 性別 | 本人との関係 |
| | 印 | | | |
| ふりがな 代理人の 現住所 | | 電話 _____ | | |
| | | ファックス _____ | | |

商品先物取引業務に関する規則第 18 条第 1 項に基づく留意事項

「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」（以下「監督指針」という。）の顧客保護に関する部分に対応し、社内規則を制定する際に特に会員が留意すべき事項を以下のとおり定める。

- I. 再勧誘禁止の遵守に関する事項
- II. 不招請勧誘禁止の遵守に関する事項
- III. 不招請勧誘禁止の例外の遵守に関する事項
- IV. 適合性原則の遵守に関する事項

会員においては、監督指針の顧客保護に関する部分及び上記の日商協の留意事項を踏まえて社内規則を制定し、それを役員及び使用人に遵守させるとともに、社内監査を通じて遵守状況を点検する体制を確立する。

今回の監督指針に従い、会員においてそれぞれの商品先物取引業務の実態に応じて適切な諸基準を含む社内規則を定めることを旨とし、日商協においてはその際の留意すべき事項を示すこととする。

なお、施行後の苦情等の状況や会員の定めた社内規則の内容等を勘案して、留意事項については適宜見直しを行うものとする。

I. 再勧誘禁止の遵守に関する事項

商品先物取引法（以下「法」という。）第 214 条第 5 号の再勧誘の禁止の取扱いについては、監督指針の趣旨を踏まえ、実際の勧誘が行われた現場でのやりとり等から顧客の意向を参酌し、勧誘を継続してよいか、再び勧誘を行う時期として適切かどうかを慎重に判断する必要がある。

再勧誘の禁止を的確に遵守するために留意すべき事項を次のとおり定めるので、これらを踏まえて具体的なケースごとの指針を社内規則に制定するとともに、社内の管理体制を整備されたい。

1. 「商品先物取引には全く関心がありません。」、「商品先物取引はいりません。」、「もう二度と来ないで欲しい。」など、顧客より勧誘を受けることを希望しない旨の明確な意思表示があった場合は、勧誘の継続や再勧誘を行うことは禁止される。
2. 「今は忙しいので後日にしてほしい。」、「今は相場が悪いので関心がない。」など、顧客より一定の時期や時点を示した上で勧誘を受けることを希望しない旨の意思表示があった場合は、現場でのやりとり等から顧客の意思を参酌して、再び勧誘を行う時期を慎重に判断し、かつ、勧誘の前に顧客が勧誘を受ける意思があるかを確認する必要がある。
3. 「金はやりません。」、「大豆には関心がありません。」、「農産物先物には関心がありません。」など、顧客より対象となる商品やその範囲が示された場合は、それ以外の商品の勧誘を行うことは妨げられないが、勧誘の前に顧客が勧誘を受ける意思があるかを確認する必要がある。
4. 商品先物取引の取引期間（限月）は、最長でも 1 年であり、かつ、商品の価格・需給動向は季節や天候、作柄等によって変動するという性質に鑑み、概ね 1 年が経過した場合は、実質的に別の契約であると考えられる場合もあるが、現場のやりとり等から顧客の意向を参酌して、再び勧誘を行う時期を慎重に判断し、かつ、勧誘の前に顧客が勧誘を受ける意思があるかを確認する必要がある。しかし、その場合であっても、商品先物取引全般の勧誘を希望しない旨の明確な意思

表示があった場合は勧誘の継続や再勧誘を行うことは禁止される。

5. 再勧誘の禁止を的確に遵守するためには、現場でのやりとりにおいて顧客から勧誘に対してどのような意思表示があったのかを、外務員が可能な限り正確に把握することが不可欠なので、上記に掲げた顧客の発言例を参考に、外務員が統一的な対応ができるよう自社のビジネスモデルに応じた判断基準を設け、その上で以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 顧客のどのような発言が勧誘を拒否する発言であるとするかの判断基準に従い、顧客から勧誘を拒否する意思表示があった場合には、当該顧客に対して勧誘を禁止する旨の社内周知や当該顧客の電話番号を電話発信規制装置等に登録する。
- (2) 顧客より一定の時期や時点を示した上で勧誘を受けることを希望しない旨の意思表示があったのかを含め、外務員が現場における顧客とのやりとりを日誌等に記録し、営業部門から独立した管理部門の責任者が当該記録を点検し、社内規則として定める再アプローチの基準に照らして審査を行い、再勧誘が可能であると判断した顧客に対して勧誘する。
- (3) 上記(2)の手続きを経て顧客に対して再び勧誘する際には、それに先立って顧客に勧誘を受ける意思があるかを確認し、意思表示の内容に応じて以下の対応を行う。
 - ① 顧客から勧誘を受ける意思がある旨の意思表示があった場合、外務員は日誌等にその旨を記録すること。
 - ② 顧客から勧誘を受けることを希望しない旨の意思表示があった場合、上記(1)の措置を講ずること。
- (4) 再勧誘禁止の遵守に関する社内規則に基づく手続等について社内監査で点検し、その実施状況を評価すること。

II. 不招請勧誘禁止の遵守に関する事項

法第 214 条第 9 号の不招請勧誘の禁止の取扱いについては、監督指針の趣旨を踏まえ、新たな法規制である不招請勧誘の禁止を的確に遵守するために留意すべき事項を次のとおり定めるので、これらを踏まえて社内規則を制定するとともに、社内の管理体制を整備されたい。

1. 不招請勧誘の禁止の対象は、以下の商品取引契約の締結の勧誘を要請していない個人顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて当該契約の締結を勧誘することであることを社内規則に定める。
 - (1) 個人顧客が国内商品市場取引又は外国商品市場取引を行うことを内容とする商品取引契約であって、商品市場における相場等に係る変動により当該契約に基づく取引について損失が生ずることとなるおそれがある場合には、その損失額が取引証拠金等の額を上回るおそれがあるもの
 - (2) 個人顧客が店頭商品デリバティブ取引を行うことを内容とする商品取引契約
2. 個人顧客に対する勧誘を行わないビジネスモデルにあつては、個人顧客に対して勧誘を行わない旨を社内規則に規定する。また、個人顧客を対象とするものの勧誘を伴わない電子取引等のビジネスモデルについては、その具体的なビジネスモデルを特定した上で勧誘を行わない旨併せて社内規則に規定する。

(注) 電子取引の定義は「商品先物取引の電子取引に係るガイドライン」に規定している。
3. 勧誘を行う場合は、自社の個人顧客に対する働きかけの方法（セミナーの開催、広告等による顧客への情報提供とこれに対する資料請求等の顧客の反応など）を踏まえ、個人顧客の反応の程

度や頻度などを慎重かつ総合的に勘案してどのような反応をもって勧誘の要請があったと捉えるか、また、どのような場合に勧誘を受ける意思の確認等を行うことができるかなどを社内規則に定める。

その際に留意すべき事項としては、次のことが考えられる。

- (1) 自社の個人顧客に対する働きかけの方法（セミナーの内容、資料の送付方法や顧客に提供する資料や情報の内容、セミナーの出席や資料請求の頻度など）を踏まえて、個人顧客の勧誘の要請の判断について明確な基準を設け、この基準に従い社内審査を行った上で、個人顧客から招請があったものとして取り扱う。

また、この基準については適宜見直しを行う。

この基準においては、勧誘の要請とみられる顧客の典型的な反応を整理して基準とするほか、個人顧客の反応の状況を自社の個人顧客に対する働きかけの方法別に区分けして基準とすること等が考えられる。

例えば、これまでの自社における勧誘の記録を整理した上で、「契約するかどうかの前に契約手続を教えて欲しい。」、「取引したいので詳細な説明をして欲しい。」、「取引することを考えてもいいので詳細な説明をして欲しい。」のように個人顧客からの勧誘の要請とみられる典型的な言葉の例を掲げ、これを基準とすることが考えられる。また、自社のビジネスモデルにおける個人顧客との接触の頻度、例えば、資料請求に対して提供する資料について簡単なものから詳細なものまで何段階か準備し、最も詳細な資料を請求するまでの過程や説明したときの個人顧客の反応によって判断する基準、あるいはセミナーや資料請求でのアンケートに「勧誘を希望しますか。」や「取引を前提とした説明を求めますか。」といった問いを設け、それに対する回答によって判断する基準などが考えられる。

- (2) ダイレクトメール、電子メール及びファクシミリにより資料を送付した個人顧客から電話をかけてきた場合、又はセミナーを招集するに当たり、あらかじめ個人顧客に対して当該セミナーにおいて上記1.の商品取引契約の締結の勧誘を行う目的を明示している場合、勧誘を受ける意思の有無や、当該顧客の適合性の確認を行った後は、当該顧客に対して勧誘を行うことができる。（監督指針Ⅱ-4-3-1の(5)⑤参照）
- (3) 不招請勧誘の禁止の対象でない商品取引契約（商品市場における相場等に係る変動により取引証拠金等を上回る損失が生ずるおそれがない取引の商品取引契約）の場合、個人顧客からの勧誘の要請がなくても訪問し、又は電話をかけて当該契約の締結の勧誘を行うことができるが、勧誘に先立って勧誘の告知及び勧誘を受ける意思の確認を行う必要がある。
- (4) 商品取引所の受託契約準則に定める損失限定取引以外の契約について、不招請勧誘の禁止の対象でない商品取引契約として取り扱おうとする場合には、当該契約に定める取引が商品市場における相場等に係る変動により取引証拠金等を上回る損失が生ずるおそれがない取引であることを、あらかじめ主務省に確認を求めるなど法令の規制に抵触するか否か精査する必要がある。
- (5) 受託契約準則に定める損失限定取引の勧誘に当たり、商品先物取引の仕組みに関連して通常取引について説明する場合には、通常取引の取引内容を客観的に説明する（仕組みの比較程度）に止め、通常取引のメリットのみを強調するなど通常取引の勧誘と誤認されないよう措置する。
- (6) 勧誘の要請をしてきた個人顧客については、その要請をもって既に当該顧客に対して勧誘の告知及び勧誘を受ける意思の確認がなされていると理解できるが、意思の疎通に齟齬を来さないよう改めて勧誘の告知及び勧誘を受ける意思の確認を行うことが考えられる。

4. 不招請勧誘の禁止は新たな法規制であり、その的確な遵守が必要であることに加えて、新たな類型のトラブルの発生も懸念されるので、個人顧客から勧誘の要請があったことを明らかにする

ため、個人顧客への対応やそれに対する顧客の反応について適切に把握できるように、日誌や顧客カード等において時系列で記録を作成し、保存する。（監督指針Ⅱ－４－３－１の(5)④参照）

記録の内容としては、顧客からの勧誘の要請はもとより、ダイレクトメール等による資料の提供やセミナーの開催に対する顧客の反応（例えば、顧客の来店や電話、それらの手段による資料請求や説明要請等）、セミナーの内容に応じた出席状況、ダイレクトメール等やセミナーでのアンケートの回答状況とともに、それらにおける勧誘の告知及び勧誘を受ける意思の確認等とする。

5. 上記4. の記録を営業部門から独立した管理部門の責任者が点検し、勧誘の要請があったかどうかについて社内規則に定める基準に照らして審査を行い、要請があったと判断できる顧客に対して勧誘する。また、社内規則に基づく手続等について社内監査で点検し、その実施状況を評価する。

6. 不招請勧誘の禁止の対象でない法人顧客に対して勧誘する場合には、勧誘に先立って当該法人顧客が法人格を有しているか客観的に確認し、勧誘の告知に際して当該法人に対する勧誘である旨を明確に伝え、法人の代表者や担当者に勧誘を受ける旨の意思を確認した後に勧誘する。一方、個人顧客としての法人の代表者や担当者に勧誘は損失限定取引であれば可能であるが、通常取引にあっては個人顧客である当該者から勧誘の要請を受ける必要がある。

Ⅲ. 不招請勧誘禁止の例外の遵守に関する事項

法第214条第9号に基づく商品先物取引法施行規則（以下「省令」という。）第102条の2第2号及び第3号に定める不招請勧誘の禁止の例外については、監督指針の趣旨を踏まえ、その例外となる条件に則った行為を的確に遂行するために留意すべき事項を次のとおり定めるので、これらを踏まえて社内規則を制定するとともに、社内の管理体制を整備されたい。

1. 不招請勧誘禁止の例外となる勧誘行為であって、自社の採用する方法（省令第102条の2第2号及び第3号）について必要となる事項を、それぞれ商品先物取引業務に関する規則第18条第1項に基づく社内規則として定め、役員及び使用人に遵守させて、当該勧誘行為が法に適合して行われるよう外務員を管理する体制を整備する。

2. 省令第102条の2第2号の他社契約者である顧客のうち、商品先物取引法施行令第30条に規定する商品取引契約及び金融商品取引法施行令第16条の4第1項に規定する金融商品取引契約を締結している者については、単純に契約の締結のみに着目せず、例えば商品取引契約については契約の締結から5年以内に限るなど、実質的な取引経験を踏まえることとし、取引経験者として自社で取り扱い得る要件を社内規則に定める。

なお、省令第102条の2第1号の継続的取引関係にある顧客についても同様とする。

3. 省令第102条の2第2号について

- (1) 他社契約者である個人顧客から勧誘の要請がなくても訪問し、又は電話をかけて商品取引契約の締結の勧誘を行うことはできるが、勧誘の告知、勧誘受諾意思の確認を行う際に併せて、他社契約者でなければ契約を締結できない旨の条件を説明することが求められている。その過程において勧誘条件を満たさないことが判明した場合には、直ちに勧誘を中止するとともに、当該顧客に対して省令第102条の2第2号の規定による勧誘を目的とする訪問又は電話を禁止する旨を社内に徹底すること及び当該顧客の電話番号を電話発信規制装置等に登録することな

どの対応を具体的に社内規則に定める。

- (2) 省令第 102 条の 2 第 2 号の規定による勧誘を目的とする訪問又は電話をした場合には、その日時及び登録外務員の氏名、電話又は訪問の別を記録するほか、顧客が他社契約者に該当しなかったときはその旨、及び顧客から勧誘を受諾しない旨の意思表示があったときはかかる勧誘を受諾しない意思表示に係る発言内容を記録し、これを 1 年間保存する。
- (3) 勧誘に先立つ条件説明を受けたことを顧客が証する書面には、条件説明の日時及び内容、説明した登録外務員の氏名並びに顧客が説明を受けた旨及び勧誘受諾意思の確認や条件説明に先立って勧誘を受けていない旨を記載することとし、これに顧客の署名を受けるものとする。
- (4) 他社契約者であることの申告書面には、締結しているハイリスク取引の契約の種類及び当該契約に基づく取引の経緯を記載することとし、これに顧客の署名を受けるものとする。
- (5) 顧客から勧誘の要請があった場合には、(2)の記録と照合し、当該顧客に対する省令第 102 条の 2 第 2 号の規定による勧誘を目的とする訪問若しくは電話の状況について確認し、過去 14 日間以内に同号の規定を目的とする訪問若しくは電話をしていた場合又は(2)により記録し、保存されていない場合には、顧客の当該勧誘の要請については勧誘の要請として取り扱わないこととする。
- (6) 一連の勧誘過程が適正であることを担保する観点から、勧誘に係る経緯を日誌等に詳細に記録する等の措置を講ずる。
- (7) 特に(3)及び(4)の書面の作成及び提出が顧客の自由な意思に基づくものであり、その記載内容が事実であることを担保する観点から、上記申告書面の差し入れに係る経緯を日誌等に詳細に記録する等の措置を講ずる。
- (8) 省令第 102 条の 2 第 2 号に違反したことが判明したときは、「役員使用人等に対する指導、報告、処分に関する規則」第 8 条第 1 項に定める届出書を本会に提出するものとする。

4. 省令第 102 条の 2 第 3 号について

- (1) 顧客（継続的取引関係にある顧客及び他社契約者である顧客を除く。）から勧誘の要請がなくても訪問し、又は電話をかけて勧誘を行うことができるが、勧誘の告知、勧誘受諾意思の確認を行う際に併せて、勧誘条件を説明することが求められている。その過程において、勧誘条件を満たさないことが判明した場合には、直ちに勧誘を中止するとともに、当該顧客に対して省令第 102 条の 2 第 3 号の規定による勧誘を目的とする訪問又は電話を禁止する旨を社内徹底すること及び当該顧客の電話番号を電話発信規制装置等に登録することなどの対応を具体的に社内規則に定める。
- (2) 省令第 102 条の 2 第 3 号の規定による勧誘を目的とする訪問又は電話をした場合には、その日時及び登録外務員の氏名、電話又は訪問の別を記録するほか、顧客が省令第 102 条の 2 第 3 号に定める条件を満たさないことが判明したときは当該条件を満たさなかった理由、及び顧客から勧誘を受諾しない旨の意思表示があったときはかかる勧誘を受諾しない意思表示に係る発言内容を記録し、これを 1 年間保存する。
- (3) 勧誘に先立つ条件説明を受けたことを顧客が証する書面には、条件説明の日時及び内容、説明した登録外務員の氏名並びに顧客が説明を受けた旨及び勧誘受諾意思の確認や条件説明に先立って勧誘を受けていない旨を記載することとし、これに顧客の署名を受けるものとする。
- (4) 年収・金融資産申告書には、年収（給与収入、事業収入、年金・恩給、その他の収入の内訳）、保有金融資産額（預貯金、有価証券、その他の内訳）、退職金の額・生命保険金額・遺産相続又は離婚による財産分与を受けた額及び受領時期並びに顧客が申告する旨を記載することとし、これに顧客の署名を受けるものとする。
- (5) 理解度確認に使用する書面及びその実施方法については、以下の事項を踏まえて社内規則を定める。

- ① 相場が短期間に大きく変動した事例を示した上で、顧客に委託手数料を加味した損失を計算してもらうとともに、売買価格差による損益と委託手数料の関係を計算してもらうテスト方式とする。なお、委託手数料は自社の実際の水準を用いる。
 - ② 理解度確認書面は、当該顧客にどの問題を使用するのか管理部門以外に所属する者が知り得ないようにするため、会員は商品や枚数等を適宜変更することにより、複数の確認書面を用意する措置を講ずる。
 - ③ 顧客が全問正解できなかつた場合にあらためて理解度確認を行う時は、間違いの程度等を勘案して適当な期間（例えば3日以上）を空けるものとする。
 - ④ 役職員が顧客に対して解答を示唆しないことを担保するための措置として、管理部門による理解度確認が終了するまで営業部門は顧客に接触しない。
- (6) 顧客から勧誘の要請があつた場合には、(2)の記録と照合し、当該顧客に対する省令第102条の2第3号の規定による勧誘を目的とする訪問若しくは電話の状況について確認し、過去14日間以内に同号の規定を目的とする訪問若しくは電話をしていた場合又は(2)により記録し、保存されていない場合には、顧客の当該勧誘の要請については勧誘の要請として取り扱わないこととする。
 - (7) 一連の勧誘過程が適正であることを担保する観点から、勧誘に係る経緯を日誌等に詳細に記録する等の措置を講ずる。
 - (8) 特に(3)、(4)及び(5)の書面の作成（解答）及び提出が顧客の自由な意思に基づくものであり、その記載内容が事実であることを担保する観点から、当該書面の差し入れに係る経緯を日誌等に詳細に記録する等の措置を講ずる。
 - (9) 熟慮期間は暦日であり、契約締結の日の翌日から起算する。
 - (10) 投資上限額の設定及び管理の方法については、以下の事項を踏まえて社内規則を定める。
 - ① 投資上限額は、あらかじめ顧客にその趣旨を説明し理解を求めた上で、「年収・金融資産申告書」により申告を受けた年収及び金融資産等の合計額の3分の1の額を上限として、顧客の属性及び意向等を踏まえて設定し、これを顧客に通知する。
 - ② 顧客が別に申告する投資可能資金額が年収及び金融資産等の合計額の3分の1以上の額である場合には、年収及び金融資産等の合計額の3分の1の額を投資上限額として設定することとし、投資可能資金額が年収及び金融資産等の合計額の3分の1の額より少ない場合には、投資可能資金額を投資上限額として設定することとする。
 - (11) アラート機能については、以下の事項を踏まえて社内規則を定める。
 - ① 新たに投資上限額が導入され、取引開始から1年間は投資上限額を超える額の取引はできないこととされたことに伴い、②に定める計算により得た額の水準についてアラートとして通知することにより、顧客にその後の対応を検討するよう注意を促すこととする。
 - ② 商品取引所の受託契約準則の「特定の勧誘を経てなされた商品取引契約の締結の特例」に定める投資可能額から預り証拠金のうち委託者証拠金（値洗損益金通算額が負である場合には委託者証拠金から値洗損益金通算額を減じた額）を減じた額が最初に投資上限額の20%以下となった時にアラートを発するものとする。
 - ③ アラートの通知方法は以下のとおりとする。
 - イ 無用なトラブルを回避する観点から、通知の発信者は管理部門とし、営業部門は関与しない。
 - ロ アラートの内容が確実に委託者に伝わるとの観点から、電子メール又はファクシミリを使用することとし、その到達について確認するものとする。
 - (12) 省令第102条の2第3号に違反したことが判明したときは、「役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則」第8条第1項に定める届出書を本会に提出するものとする。

5. 省令第103条第1項第28号について

内部管理体制の構築において求められる一連の勧誘過程における記録の作成とその保存について、主務省令第102条の2第2号及び第3号に定める条件に係る記録（他社契約者である旨、年齢、年金生活者ではない旨、年収及び保有金融資産額、弁護士等の特定の資格を保有する旨）をその対象とする旨を社内規則に定める。

IV. 適合性原則の遵守に関する事項

法第215条の適合性原則の取扱いについては、監督指針の趣旨を踏まえ、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる商品先物取引業務を行うことのないよう、適合性の原則を遵守するために留意すべき事項を次のとおり定めるので、これらを踏まえて社内規則を制定するとともに、社内の管理体制を整備されたい。

なお、商品取引所の受託契約準則に定める損失限定取引、勧誘を伴わない電子取引等のビジネスにおいても、その取引特性に応じて同様に社内規則を制定する必要がある。

1. 取引開始基準、投資可能資金額の管理及び過度の取引の防止措置並びにそれらに関する社内審査の手続きについては、商品先物取引業務の実態に応じた適切な管理を実現する観点から、以下のような会員の商品先物取引業の内容等に応じて適切に組み合わせて区分し、その区分に応じて規定することが考えられる。

- ・商品先物取引業の内容が国内商品市場取引又は外国商品市場取引若しくは店頭商品デリバティブであるのか。
- ・取引の内容が損失限定取引又は通常取引であるのか。
- ・取引の方法が対面取引又は勧誘を伴わない電子取引若しくはコールセンター取引であるのか。
- ・対象とする顧客が個人顧客又は法人顧客であるのか（商品デリバティブ取引の経験の有無を含む）。
- ・ヘッジ取引であるのか、スプレッション取引であるのか。

2. 適合性の原則を的確に遵守していくためには、生年月日、職業、収入、資産、投資可能資金額、商品デリバティブ取引等その他の投資経験、商品取引契約を締結する目的等の情報を的確に把握することが基本となるので、顧客から申告を受ける情報の内容及び申告の方法等を社内規則に明確に定める。また、申告を受けた情報は顧客カードをもって整理した上で管理し、それらの情報に変更があった場合には申告することを顧客に要請し、変更があった都度顧客カードを更新して管理する。

3. 監督指針の「個人顧客との間の取引行為に係る考慮事項」（Ⅱ-4-2の(4)②参照）に示されている不相当と認められる勧誘又は不相当と認められるおそれのある勧誘であると考えられる事例を踏まえ、個人顧客に関しては以下の点に留意して取引開始基準及び当該基準に基づく社内審査の手続きを社内規則に明確に定める。

- (1) 取引開始基準においては監督指針に示されている不相当と認められる勧誘又は不相当と認められるおそれのある勧誘の事例のほか、公金取扱者など自社の経営方針等から同様に取り扱うべき事例がある場合には、これも併せて規定する。
- (2) 取引開始基準に定めた事例に該当するか否かなど適合性の有無の判断材料については、以下のような項目を参考として具体的に定め、的確に適合性の審査を行う。その際、次の事例のうち②及び③については、特に慎重を期す必要があるので、より徹底した社内審査を行う。

① 「デリバティブ取引の経験がない者に対する勧誘」については、商品デリバティブ取引に関する知識、理解の程度等

(注) デリバティブ取引の経験とは、例えば、商品デリバティブ取引の経験のほか、外国為替証拠金取引や金融商品等の先物取引等のレバレッジのある取引の経験であり、その取引の経験者として扱い得るに足る経験の期間を設定する。

② 「年金等により生計をたてている者に対する勧誘」については、年金等の収入のほか、損失を被っても生活に支障のない程度の資産の有無とその具体的状況

③ 「高齢者に対する勧誘」については、資産の状況によって適合性の有無が大きく左右されることから、資産の具体的状況、上記①のデリバティブ取引の経験の有無及び商品デリバティブ取引に関する知識、理解の程度等、②の定期的な収入の有無とその状況（年金等の比率等）

(注) 上記①と同様にデリバティブ取引の経験及び経験者として扱い得るに足る期間を設定する。

④ 「投資可能資金額を超える損失を発生させる可能性の高い取引に係る勧誘」については、顧客からの投資可能資金額を引き上げる旨の申告が前提になるが、その引き上げによる取引で損失を被っても生活に支障のないとする資産の具体的状況のほか、それ以前の取引で生じた損失の状況、①の取引の経験や理解度等

(3) 上記の一つの事例に該当することにより直ちに不相当と認められる勧誘と判断することもできるが、それぞれの事例を組み合わせることで総合的に判断することも考えられる。

(4) 顧客から申告を受けた情報に基づいて商品先物取引業者の審査によって最終的に判断することになるが、顧客と接する過程で顧客が適合性を有していないことが判明した場合には、直ちに勧誘を中止する。

(5) 適合性の審査の手続きについては、上記1. の商品先物取引業の内容及び社内組織等の実態を踏まえたものとなるが、適合性の原則に照らして厳格な審査が必要な場面（上記(1)及び(2)に該当するケース）も具体的に規定し、監督指針（Ⅱ-4-2の(4)②ハ参照）に示された内容も踏まえ、本店レベルの審査手続きを行うなど、より慎重な審査手続きを社内規則に定める。

4. 投資可能資金額については、監督指針の「個人顧客との間の取引行為に係る考慮事項」（Ⅱ-4-2の(4)①ロ参照）において「損失（手数料等を含む。）を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額」とされたので、取引による損失が申告を受けた投資可能資金額を上回ることはないよう具体的方法を定めて適切に管理する必要がある。

なお、適切な管理を行うためには顧客からの申告が重要であることから、投資可能資金額の定義及び自社における管理の方法について十分に説明する旨を社内規則に定める。

5. 過度の取引の防止措置については、個人顧客に関してきめ細かに顧客管理を行う必要があるが、特に、未経験者については以下の点に留意して、未経験者保護措置の対象者及び保護措置の内容を社内規則に規定する。また、未経験者の申告によって保護措置を解除する手続きについては、自社の定める経験者として扱うことの判断基準と上記3. (5)の厳格な審査が必要な場面と同等の審査を行う旨を社内規則に規定する。

(1) 対象となる未経験者は、商品デリバティブ取引又はこれと同様のレバレッジがあると認められる取引の経験が皆無である者のみならず、これらの取引の経験が経験者として扱い得るに足る期間（例えば、3か月）に満たない者も含める。

(2) 保護措置としては、損失の許容額である投資可能資金額に一定の率を乗じて得た額を預託することのできる取引証拠金等とすること、取引することのできる枚数等を制限するといった明確な措置を講ずる。

6. 適合性原則の遵守に関する社内規則に基づく手続等について社内監査で点検し、その実施状況を評価する。

平成 23 年 1 月 26 日制定、施行

平成 27 年 6 月 1 日施行

平成 27 年 8 月 1 日施行